

# 死亡したペットの火葬

## 仙台市ペット斎場のご案内

●火葬できる動物の死体  
大型犬程度(大人1人で抱えあげることが  
できる程度)までの大きさの動物  
※畜産農業にかかる動物、及び獣畜(牛、豚、馬、めん羊、ヤギ)を除く

●火葬の取り扱い  
遺骨引き渡しを希望する場合

1頭ずつ個別に火葬します。  
なお、遺骨のお届けはいたしません。

遺骨引き渡しを希望しない場合

ほかの動物と合同で火葬します。

●利用方法  
ペット斎場にご連絡ください。(特に遺骨引き渡しをご希望の場合は、必ず事前にご連絡ください。)  
※死体は、ご自分で直接持ち込むほか、ペット斎場に収集を依頼することができます。お電話の際にご相談ください。  
※予約状況や死体の状況により、当日の火葬ができない場合がありますのでご了承ください。  
※ペット斎場では葬儀や立会火葬への対応はできません。ご希望の場合は、民間のペット霊園などをご利用ください。  
※合同火葬の場合の火葬後の遺骨は、一部を仙台市愛玩動物納骨堂に納め、残りは石積埋立処分場に埋め立てます。  
ご了承のうえでご利用ください。

●飼い主が分からない動物の死体の取り扱い  
ペット斎場にご連絡ください。なお、道路、河川、公園などにある死体については  
それぞれの管理者(各区役所・総合支所の道路課、公園課など)にご連絡ください。

所在地	泉区松森字阿比古7-1  ☎022-373-7469 ※月曜日など休日明けの午前中は電話が混み合います。できるだけこの時間帯を避けるようご協力をお願いいたします。
開館時間	月曜日～土曜日 9:00～16:15(電話受付8:30～17:00)
休館日	日曜日、祝休日、12月31日～1月3日

●手数料(1頭につき)		収集申し込み	直接持ち込み
遺骨引き渡しを希望しない場合		3,700円	1,800円
遺骨引き渡しを希望する場合	20kg以下	6,500円	4,600円
	20kg超	11,400円	9,300円

# 広告

# 広告

# 資源物の持ち去り行為はルール違反です



集積所に出された紙類やアルミ缶などの資源物は、市民の皆さまが仙台市のルールを守って出した大切な資源です。資源物の持ち去り行為を見かけた場合はご連絡ください。

●連絡ポイント ①発見日時 ②発見場所 ③車両(ナンバー) ④行為者の特徴  
■連絡先/持ち去り行為を見かけた区の環境事業所 P.38

# ごみの不法投棄や野外焼却は法律で禁止されています

●ごみの不法投棄は、犯罪です。不法投棄を見つけた場合はご連絡ください。

●連絡ポイント ①発見日時 ②発見場所 ③ごみの内容  
⚠不法投棄されたごみは、投棄者が見つからない場合、その土地などの管理者が処分する責任があります。定期的に草を刈る、柵を設けるなど、日頃から不法投棄されない環境づくりを心がけましょう。

●ごみの野外焼却や基準を満たさない焼却炉の使用は、犯罪です。野外焼却を見つけた場合はご連絡ください。

- 火災とまぎらわしい煙や火炎を発生する恐れがある場合は、事前に消防署への届出が必要です。また、市販の小型焼却炉での焼却は野外焼却にあたる場合があります。
- 例外として野外での焼却が認められる場合があります。ただし、その場合でも、悪臭や煙害などで近隣の迷惑にならないように配慮する必要があります。

<p>【野外焼却が例外的に認められる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○どんと祭などの風俗慣習上または宗教上の行事</li> <li>○稲わらの焼却など、農業などを営むために必要なもの</li> <li>○たき火やキャンプファイヤーなど軽微なもの</li> </ul>	<p>【主な焼却炉構造基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○外気と遮断して、800℃以上で焼却できること</li> <li>○温度計や助燃装置などを設置していること</li> </ul>
---	--

■連絡先/発見場所の区の環境事業所または産廃110番へ P.38

# 事業所から出る「事業ごみ」の分け方・出し方は、家庭から出るごみとは異なります

●事業ごみは、産業廃棄物(20種類)と事業系一般廃棄物(資源物・可燃ごみ)に分けられます。  
●事業者は、自らの責任で、事業ごみを適正に処理する責務があります。  
(市では事業ごみを収集しません)

- ⚠量や種類に関わらず、家庭ごみの集積所には出せません。
- ⚠事業所には、法人組織だけでなく、学校、工場、飲食店、商店をはじめ自営業、個人の在宅ワークや非営利の各種団体などが含まれます。



事業ごみの分け方・出し方について詳しくは、  
 ●パンフレット「事業ごみの分け方・出し方」  
各環境事業所または事業ごみ減量課で配布しているほか、仙台市ホームページからダウンロードできます。  
 ●仙台市ホームページ (<https://www.city.sendai.jp>)  
(トップページ>事業者向け情報>環境・衛生>廃棄物・リサイクル>事業ごみの処理>手引き>事業ごみの分け方・出し方)

■お問い合わせ/産業廃棄物について 事業ごみ減量課事業係 ☎022-214-8235  
事業系一般廃棄物について 事業ごみ減量課指導係 ☎022-214-8679